

社会福祉法人横浜市福祉サービス協会役員等報酬規程

制 定 平成 19 年 4 月 1 日
最近改正 令和 5 年 6 月 29 日

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人横浜市福祉サービス協会定款第 5 条に規定する評議員、第 6 条第 1 項に規定する評議員選任・解任委員、第 16 条第 1 項に規定する役員、第 24 条に規定する顧問及び社会福祉法人横浜市福祉サービス協会苦情解決規則第 8 条に規定する第三者委員の報酬等について、必要な事項を定めるものとする。

(常勤役員の定義)

第 2 条 定款第 16 条で定める役員のうち、法人本部及び事業所に在勤することを常態とする理事で、他法人及び民間企業等の役職に就いていない者を常勤役員とする。

(常勤の理事の報酬)

第 3 条 理事長には、報酬として、別表 1 に定める報酬及び別表 2 に定める賞与を支給するものとする。

2 業務執行理事には、別表 1 に定める報酬を支給するものとする。

3 社会福祉法人横浜市福祉サービス協会の職員を兼務し、職員としての給与を支給している業務執行理事については、前項に定める報酬を除き、報酬及び賞与は支給しない。

(常勤役員の通勤手当)

第 4 条 常勤役員には通勤手当を支給することができる。ただし、職員として支給される場合には支給しない。

2 通勤手当額は社会福祉法人横浜市福祉サービス協会職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)で定める通勤手当額を準用する。

(非常勤役員等への報酬)

第 5 条 非常勤の理事、顧問、評議員、評議員選任・解任委員及び第三者委員には、別表 1 に定める報酬を支給するものとし、その算定方法については次のとおりとする。

(1) 非常勤の理事が理事会(テレビ会議等を含む。以下同じ。)等に出席したとき、又は理事会の決議の省略の手續に参加したときは、その都度報酬を支給することができる。

(2) 監事が監査を行ったとき、理事会、評議員会(テレビ会議等を含む。以下同じ。)その他業務に出席したとき、又は理事会の決議の省略の手續に参加したときは、その都度報酬を支給することができる。

(3) 評議員が評議員会に出席したとき、又は評議員会の決議の省略の手續に参加したときは、その都度報酬を支給することができる。

(4) 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会(テレビ会議等を含む。以下同じ。)に出席したときは、その都度報酬を支給することができる。

(5) 第三者委員があっせん、調整等を行ったとき、又は会議(テレビ会議等を含む。以下同じ。)等へ出席したときは、報酬を支給することができる。

(6) 顧問が社会福祉法人横浜市福祉サービス協会顧問設置規則第 3 条に基づき、経営に関する助言を行ったとき又は会議等へ出席したときは、その都度報酬を支給することができる。

(報酬の支給方法)

第 6 条 報酬の支給方法については、職員給与規程に準ずる。

(報酬の受領辞退)

第 7 条 役員、顧問、評議員、評議員選任・解任委員及び第三者委員が第 5 条に規定する報酬の受領

について辞退を申し出た場合は、交通費のみを旅費として支給することができる。

(旅費)

第8条 常勤役員が出張したときは、旅費を支給することができる。

2 旅費の支給については、社会福祉法人横浜市福祉サービス協会旅費規則に準ずる。

(その他)

第9条 この規程の運用上必要な事項については、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 この規程の改廃を必要とするときは、評議員会の議決を経てこれを行う。

附 則

この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年 6月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年12月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年 1月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 7月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年 7月 1日から施行する。

別表1 報酬（第2条及び第5条）

	対 象		支給額
1	理事長	月額	450,000円
2	業務執行理事	月額	20,000円
3	非常勤の理事	理事会等出席1回につき	22,222円
		理事会の決議の省略の手續の参加1回につき	11,111円
4	監事	監査、理事会及び評議員会出席各1回につき	22,222円
		理事会及び評議員会の決議の省略の手續の参加各1回につき	11,111円
		その他業務への出席1回につき	11,111円
5	評議員	評議員会出席1回につき	22,222円
		評議員会の決議の省略の手續の参加1回につき	11,111円
6	評議員選任・解任委員	評議員選任・解任委員会出席1回につき	11,111円
7	第三者委員	あっせん、調整等又は会議等への出席1回につき	11,111円
8	顧問	助言又は会議等への出席1回につき	22,222円

別表2 賞与（第2条）

	対 象	賞与（年額）
1	理事長	2,000,000円